

第十回 参議院文部委員会會議錄第三十七号

(五五四)

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十時七分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀越儀郎君) それではこれから文部委員会を開きます。

本委員会に提出になっております産業教育法案に關して、地方行政委員会から連合委員会開催の要望が参つておりますが、地方財政との関係も深いのでありますから本委員会としてもこの要望を容れて、地方行政委員会と連合委員会をいたしたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) それではさうに取計らうことにいたします。それではこれを以て暫時休憩いたしまして、午後一時より再開することいたします。

午前十時八分休憩

午後零時二十七分開会

○委員長(堀越儀郎君) それでは休憩前に引続きまして文部委員会を開会いたします。

○矢嶋三義君 予算関係の問題が出ておりますので、丁度地財委当局がおいでになつておりますから承わりたいと思ひますが、昭和二十六年度の六・三建築の起債はどの程度に許される予定でございますか、その点承わりたいと思ひます。

思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 只今のお話は新制中学の建築の起債の問題であります。が、これにつきましては本年度も引続きまして相当の国庫補助が出ておりますので、可能な範囲にそれと同額の起債を承認するようにいたしたいと考えてゐるわけでありまして、他の面の起債の所要額が非常に大きいものであります。これと照し合せて見ますと、どの程度になるか、まだ正確な数字は出て参らないわけでありまして、併しこの委員会が統括してありますうちに成るだけ正確な数字をお答えするようになつておきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 結局この法案がやはり地方財政の圧迫というその関連性において確かめて置かなければならぬと思ひまして更に伺ひますが、この同額起債を六五〇程度に減額するらしいというのを聞くわけなんです、それでなくても資材、工賃の値上りで、現在六・三建築が非常に延びてゐるわけなんです、その六五〇に減額するといふような数字というのはこれはでたらめでございまして、それともそのあたりに落ち着きそうなんです、そのあたりは相当地方財政にとつては重大な問題だと思ひますが……

○政府委員(奥野誠亮君) 只今お話をしようとなつて居るわけでありまして、或いは又地方財政におきましますところの起債所要額から考へて参りますと、相当起債の枠が少いといふような問題もございまして、現実には所要額だけ

は全部起債で賄ふといふような状態になつてゐないわけでありまして、従いましてのおのづから中学の起債の部分につきましても或る程度の圧縮は余儀なくされる、そのパーセンテージが何%になるかといふことは内部で打合せをいたしましてから成るだけ近い機会にお答えさせて頂くようにいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それに關連してお伺ひするのであります、参議院の一人である岡議員が衆議院においてこういうことを言われておるのでございまして、二七年度から、今の法律で行きますと、六・三制の予算が非常に減るようになっておる。そこで我々は、教育の分野にできるだけ金を確保したい。そこで二七年度に六・三制の予算が減るのだから、その代りといふわけでもないが、さういつたような含みを持つて、ここに橋頭堡を作つて置きたい。こういう言葉があります。更に「文部省が一応計画してゐる現在の段階からいふと、二七年度は相当減るようなかつこうになつてゐるやうに仄聞する。そこで一応減るやうになつておつても、我々與黨としては、御承知の通り文教予算をできる限り二七年度にも更に多く要求し、獲得したい。」

こういうふうな述べられておるのでありますが、これははつきりした、六・三制建築の予算が減るからこれをこちらのほうに廻す、教育の予算の全体は減らしたくないといふ意欲を、意思をこめて発表されておるわけなんです、この

が、ここで私は大臣にお伺ひしたい。大臣が六・三制建築について非常に努力されて來られたわけではございまして、二十五年度四十五億で、約五十万坪の建築をスタートしたわけでありまして、木材が一萬六千円、鉄筋が三萬八千円、これで計算して非常に資材の値上りと、工賃の値上りで現在二十五年度の建設計画はどの程度に進んでおるか。更に果して来年度、二十六年度は予算できまつたわけですが、二十七年はここに文部省の計画で、仄聞するわけですが、六・三制建築のほうは少くなるのかならないのか、どういふふうな計画を打立てられるのですか、その点承わりたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 久保田局長がおりますから……

○政府委員(久保田勝磨君) 只今のお話は二点だと思ひますが、第一の点は二十六年度の事業計画がどの程度進んでおるかといふことであつたと思ひますが、これは今のところ一番問題にされておりますのは單価の問題であります。今先生の御質問もその点を伺ひておるのだらうと思ひますが、單価の問題は今暫らく物価の関係を脱んだところで一般問題として扱うより方法がございまして、一応従来の單価で取りあへずの配分をいたしまして、起債の關係などの調節をできるだけ早く安定させまして、それを進めたいといふところで、現在はまだ漸く設計なり又設計に伴つた準備が一応終了したといふ段階でございまして、この

夏を狙つて工事にかかるわけでありまして、目下のところはそこにあるのであります。御承知頂きたいと思ひます。第二の六・三の予算が来年度といふふうになるかといふ見通しについて申せといふお尋ねであります、私どもとしては御承知の通り、七坪の完成を少くとも本年度中に図りたいといふことで、補正予算の時期を狙つて〇・七の完成を一日も早く完了したい。〇・七の完了いたしましたら、ついでに一応只今まで私どもが持つておりました資料から申せば元の單価で申しまして二十三億ばかり、これが〇・七の完成のために必要な金になつております。それから〇・七を、普通ベース・アップと申しておりますが、〇・八に、〇・九にして行く關係の金がこのまま今の單価で計算いたしましたものが私どもの一応理想案をいたしております。一人一坪といふ線におきまして分が四百三十億ばかりになつております。これを、この産業教育法が成立いたしましたならば職業課程とかといふたような面を中心において、この六・三予算のベース・アップをどう脱んで行くかといふ、政策的な見通しの問題が出て来るわけでありまして、決して予算をそのまま小さくするとか大きくするとかといふ問題でなく、〇・七の完成の分は二十三億といふ問題はこれは確定的なもの、動くべからざるものと私は考へております。あと四百三十億ばかりの私どもの六・三に對する不足があるわけですが、これを

それ／＼の中学校についてどんなふう
に置いて行くか。要するに四百三十億
を〇・七、〇・八にし、〇・九にして
行くという単純な行き方で行くか、或
いはこの産業教育法が成立したら、特
別教育の振興という意味で、どんなふ
うにとつて行くかという政策的な決定
の問題があつて来るわけでありま
して、四百三十億をどんなふうにあ
せて行くか、これは政策決定の問題
として残ると思ひます。

○矢嶋三義君 ちよつと端的に先ず二
十五年度の事業量は何%ぐらい完遂し
てゐるとつかんでいらつしやいます
か。物価が値上つたために事業が遅延
してゐるでしよう。やらないでゐるで
しよう。それを大体ざつと言つてどの
くらい減るか、つかんでいらつしやい
ますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 二十五
年度の方では、都金地に非常に土地購入
のことで、特に大阪のような土地では
土地購入の問題のために非常に遅れて
おるのがある、或る程度の繰越をい
たしてありますが、それ以外のものは
一応完了いたしております。

○矢嶋三義君 次に、では来年度も地
財のほうで起債の総額、起債を今度は
恐らく抑えるような方向に行くのじや
ないかと思ひますが、そうなります
と来年度、二十六年度ですね、この前
予算を組んだあれから言つて、そちら
のほうは大丈夫ですか、どうですか。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今のお
話の、地財のほうで六五%平均の起債
の扱いをいたしたいということを申し
ておる。それについての御質問だと伺
うのですが、昨年度の実績から申し
て、大体八〇%ぐらいのところが一応

決定線になつております。例えば、三
十坪以下のところでは、大体起債を
つけないとか、或いは又三十万円程度
の事業については起債をつけないとか
いつたように、いろいろ個々の小
さい問題をあまり大袈裟に扱わないとい
つた意味合いで抑えて行つて整理し上
げたという数字が全体に対する八〇%
ぐらいになつておるというのが実績で
す。去年までの起債と補助金との関係
がそこで平均六十五見当を持つておれ
ば、今年あたりの事業量から行けば或
いはその辺でおさめるのではないかと
いう、これはまあ地財のほうの見当で
ございしますが、そこで私どものほうと
しましてはその非常に小さい補助金、
又今申しましたように、三十万円程度
のものに起債をつけるかつかないかと
いうところに問題があるわけであつて、
そういう小さいものは私どもの予算の
配分から申してもできるだけ避けた
い。一つの單位に三十万円持つて行く
よりも、大きいところで、実際に苦心し
てゐるところを救済して行く形のほう
が、当面の問題として急だという意味
合いがある、あまり小さいところ
に補助金を持つて行くことは避けた。
補助金が仮にあるとしても、起債をつ
けたいといつたようなところが三十万
円程度であれば補助金だけで解決して
もらひ、五十万円ぐらいのものは補助
金だけで整理して行くというふうにい
たしまして、大体八〇%近いところで
安定するようにいたしたいというふう
に考えております。

○委員(堀越俊郎君) 大臣がお急ぎ
ですからお歸りになつて頂いてよろし
うございしますか。後で又大臣が……
○矢嶋三義君 大臣がいらつしやるな

らお伺ひしますが、今年中に〇・七に
するには二十三億と申されましたね。
そこでお伺ひしたいのは老朽校舎を考
へてゐるのかないのか。生徒の自然
増加を考へてゐるのかどうか。更には
又二十六年度の予算には木造坪一万六
千円、鉄筋にして三万八千円と組んで
ゐるのですが、二十五年度と同じ單価
で組んでゐるのですが、それで果して
二十六年度狙つてゐる事業量ができる
のかできないのか。そういうところか
ら、それに起債関係が出て参ります
と、さつき大臣が予算関係を心配され
たのですか、六・三の建築を推進して
必要だけをとつて而もこの予算が取
れるかどうか、その点に私は非常に問
題点があると思ひます。それで私は大
臣にお伺ひしたい点は、やはりこの
産業教育振興に要する費用というの
は奨励的な補助というその立場から、
地方財政と無関係に国の補助一點張り
で奨励的補助としてとるという形で立
法するほうが地方財政を圧迫しない意
味からいつても、それから今の六・三
計画というものをとる意味からいつて
もいいのじやないか。こういうふう
に考えるわけですが、そういうことに
して大臣はどういうふうにお考えにな
つてゐるか。又その見通しに對してど
ういうふうにお考えになりますか、お伺
ひしたい。

○國務大臣(天野貞祐君) それはむし
ろ長野委員長にお聞き頂いたほうが私
はいいのじやないかと思ひます。併し
私の意見を求められましたから申しま
すが、私はこの財政については非常に
心配いたしております。これを本當に
やり、又六・三建築も十分やつて行
く、六・三建築は〇・七坪を完成するの

でございしますが、今言うようになかなか
むずかしい。殊に私は〇・七坪に満
足するものではなくして、少くも〇・
九坪にしなければならぬという考
えを持つてゐるのでありますから、
これは非常に困難ではあります。その
点は私は非常に心配いたしております
が、併し長野さんもその点については
十分確信を持つてやろうということ
でございしますから、私もできるだけ
の努力をいたします。殊に六・三建築
がこのために行詰るといふようなこと
があつては困ると自分は思つておりま
す。

○高良とみ君 大臣が御苦心の、職業
教育の振興を図りたいという御気持は
よくわかるのでございしますが、實際か
ら見ますと、農業、水産、工業、商
業、その他の方面では、教育に属する
と思はれる面まで随分近來發展して來
ておるのであります。その点から言
ひまして、予算をお取りになります場
合にも、農業教育の完成のために、農
林省の予算の枠内から、というと語弊
がありますが、農林省或いは通産省そ
の他の方面からも、十分な協力をお得
になる御努力を今までなさつたと思
ひますが、今後は特に職業教育に關し
ては、それなくしては非常に困難が多
いと思ひます。而も国の要請に
おきましては、食糧の増産も、水産の
振興も、工業の發展も、勿論必要では
ございしますが、その過半数の仕事
をいたします人材の養成について、特
段な御努力をなさいます御内意があり、
又御決意があるかどうか、その点を伺
わないと、今回の職業教育を援護いた
しますに於いても、何だか少しその
方面からの声を少しも今は聞いておら

ない、民間人のみでなく、予算を取ら
れるときの御努力を伺ひたいのであり
ます。

○國務大臣(天野貞祐君) 御尤もなこ
とでございまして、どういふ方面でも
人材がなければやれないので、その点
については、すべての人が、内閣の大
臣は皆國務大臣なんですから、当然私
どもの考えに皆同感して下さつておる
のですけれども、やはりそれ／＼の所
管にそれ／＼予算を要求する点がある
ものですから、直ちに私たちのこの案
を支持して下さいさうか、私もよ
くわかりませんけれども、予算折衝と
いうことになつて参りますれば、自分
は併しよくそれ／＼の關係の大臣に御
了解を求めたいと思つております。

○高良とみ君 同じ線でありま
すが、アメリカにおける職業教育方面の
状態などを見ますと、その方面が非常
に和やかに各官庁の綱張りでなくし
て、むしろほかの方面の農業や工業の
方面から教育に對して多額の援助を申
出て來ておるように見えるのでありま
す。又最近オックスフォード大学、ケ
ンブリッジ大学、あつちうような官立
でない大学に對しましても、英國の国
会などは挙げて、今まで人材を養成し
たことに對して、贅しいと言われる困
難の中からも非常に多額なものを無理
にもらつてもらうというふうな形にな
つて來ておりますが、こういうふう
に行くことが理想でございしますけれ
ども、今までどこまで至らなかつたこと
は、各産業や、内閣の各部門の大臣初
め官庁におきまして、もう少し御努力
願うように今後御盡力願ひたい。こ
ういふふうに考へて、要望を申上げる次

第であります。

○矢嶋三義君 長野委員長に対する質問は……もう少し管理局長からお伺いしたい。管理局長に重ねてお伺いしますが、前文部大臣は、二十五年で六・三建築は終了するということなことを閣議で申されたことがあるのです、そういうことを言つたために、二十六年の六・三建築予算の獲得に非常な支障を来たしたことは、天野文部大臣から承つておりますが、そういう二の舞をしないように重ねてお伺いするのですが、局長の御意見では、二十五年の事業も予定通りに行つておる、あと二十三億あれば〇・七坪は確保できる、こう言われるのですね。考校校舎のほうはこれに入つておられません。

○政府委員(久保田藤吉君) お説の通り考校校舎の問題は、〇・七坪の問題と全然別な計算になっておりますから、全然含んでおりません。

○矢嶋三義君 どのくらい含んでおりますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 含んでおりません。

○矢嶋三義君 考校校舎について、現在予算化しなくてはならんと考えられる坪数なり費用というものは、どのくらいになつておりますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 考校校舎の一部を危険校舎と称しておりますもので、いわば使用禁止に当る類型のもの、坪数四十四万坪、現在の単価で大体四十億というふうに考えております。

○矢嶋三義君 現在の六・三建築予算というものは、都道府県によりまして、自然増さへ賄えない。私は先般神奈川

県に出張してひどい例を承つたのですが、この生徒の自然増加を賄えない。こういうことを視察して参つたのですが、この局長の言われる二十三億の中には、生徒の自然増は織込んでおられますか、織込んでおりませんか。

○政府委員(久保田藤吉君) いわゆる自然増をそのまま入れるか入れんかという問題は、これは義務教育関係の経費に対する補助金の基本線になる問題であります。〇・七坪の基準線を作りますときに、あれで一応の時期を切つて、自然増を含めた生徒数というものを押えたわけでありまして、それ以後の自然増をどう扱うかという問題は、先ほど申しましたようにその義務教育の根底における経費の押え方の基本問題でありますので、今後この自然増をどう見るかという問題は、又別な感覚から見て行かなければなりません。

〇・七坪の基礎坪数については、この問題についてはその当時、今から申して一昨年の四月三十日現在、その次に補正になりましたのは九月三十日現在となつておりますが、その当時の自然増を計算に入れたおるだけでありまして、その後の自然増というものは入れるわけにはいかないのではありません。

○矢嶋三義君 それでは概してお尋ねしますが、衆議院の文部委員会が閣委員が言われておる二十七年度は六・三建築予算は相当減るようになつて文部省の通達を仄聞しているというところをお認めになりますか、なりませんか。

○政府委員(久保田藤吉君) その話のことについて、私は一応どういふことかよく内容はわかりませんが、私のほうから六・三予算の経費が減るはずだ

ということを申している事実はございせんし、岡先生のおつしやるのは、一つの段階が来るということをおつしやつておるのかと思ひますけれども、私のほうとしましては、先ほど大臣もお話になりましたように、少くとも〇・九の観点から狙つておりますので、又先ほど御指摘の考校校舎、そのうちの危険校舎の分を是非完成いたしたいというところを考へておりますので、金額の大小のことは今問題でないと思ひますけれども、六・三予算が必要とか、又非常に小さい金になるとかいうような意味合いではないことを御了承願ひます。

○矢嶋三義君 今お尋ねした点ではつきりして思ふのです。少くともいわれる義務教育実施のための六・三建築予算というものは、今の予算よりは少くしてはならない。それ以上取らなければいけません。六・三建築の完成ができないというところは数的にもはつきりして思ふのです。そういう事情がここにあるわけでございます。

次は地方財政委員会の方の奥野さんに承りたいのでございしますが、ここに提案されているように、表面には数字は出ておりませんが、二分の一の国庫で、あと二分の一を地方財政のほうで賄う。それで国家財政の見地から起債もだん／＼縮小するかも知れない。こういう状況下では、私非常にこのままでは地方財政を圧迫し、義務教育のほうにしまし寄せを来たして来るのじやないか。こういうふうに考へるのでございしますが、地方財政を指導されている当局としてどうお考えになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政の計画が今年度と同じような形において強行されるといたしましたら、到底新たなこの程度の負担をすることは不可能である。こう申上げなければならぬ。いざというところでは、併しなから合理的な財源の配分が行われるものとするのなら、先ほど申上げましたように、国費で出します場合には当然地方負担というものも考慮に入れまして計画されなければなりません。その際において当然地方の所要の財源というものが地方で得られますように、税制なり或いは平衡交付金なりが按配されるというふうに考へていくわけでありまして、なお更に申上げますれば、この二百億円と予定される経費というものは、これは恐らく臨時的な経費であらうと思ふのであります。これを一体税金で賄つて行くか、或いは借金で賄つて行くか、或いは地方税は増税しないで国税で徴収したものを平衡交付金として地方に與えて行くかというふうな問題もあるだらうと思ふのであります。産業教育に關しますところの施設の基準を或る程度高めました場合に、仮に二百億円要するのなら、平年度におきましてはそれの何分の一か、建設費の耐用年数等を考へて行く必要があるだらうと思つてゐるのであります。そこで地方財政では相當の負担になることは事実でありますけれども、これはやはり国の財政と地方の財政とを総合して考へて行かなければならぬ性質の問題であらうと、地方債を現在よりも、五十億を絶対に殖やしてはならない、百億を絶対に殖やしてはならないという問題もございせんのでしようし、或いは又減税をどの程度にしなければならぬかというふうな

問題ともからみ合つて来る問題でありますので、国庫財政はいが、地方財政だけは困るという問題はない。国庫財政、地方財政を通じてこの負担に堪えられるかどうか、新制中学の問題とどうからみ合つて行くかというふうな御検討願ひなければならぬというふうに考へておるのであります。

○矢嶋三義君 もう一点奥野さんにお伺いいたしますが、平衡交付金の外でこれをやるということ、蔵相もそれからGHQも了解したとさつき承つたのでありますが、これに対してあなださまのほうでは異議ございせんのでしようね。

○政府委員(奥野誠亮君) この法律の中には補助すると書いてございまして、当然平衡交付金にして相當の国からの奨励的な補助金として支出されることと思つております。もとよりこういうふうな臨時的な財源につきましては、奨励を兼ねまして補助金の形で支出されることが好ましいだらうというふうに考へておるわけでありまして、残りの二分の一、地方債で負担して行くか、或いは税金で負担して行くかというふうな性質の問題は、別に残つておるだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 奥野さんはもうよろしうございします。

、発議者の長野さんにお伺いいたしますが、先ほど財政関係をずつとお伺ひしたわけでございますが、今職業教育の第一線の場において、教育が実施できないほど惨憺たる施設状況であるというところは、もう長野委員長が申され通りで、実に惨憺たるものだと思ふのです。この職業教育の振興ということとは、我が国の自立経済の根柢になる

ということもこれははつきりしておると思うのですが、地方財政、特に地方財政の中で非常に大きなウエイトを持つておる六・三制の実施というものを併せて考えるときに、長野委員長は丁度興業に所屬されて、而も吉田総理の見解では、十五年くらい吉田内閣が長くということも言われておるわけですが、而も教育を非常に重視するというのが、それだけの熱意がありまして、地方財政局としては国家財政と地方財政と両方眺み合してやらなければならぬということも建前上は申されるのでありますが、この補助財政的な面を地方財政に二分の一云々というより、我が国の自立経済とも関連のある職業教育の振興であれば、奨励的な補助として、思い切つて国費を主としてこれを解決することが至当ではないかと、長野委員長の熱意を以てすればそれができるのじやないかと思うのでございますが、それに対する長野さんの見解なり或いは決意を私は承わりたいと思います。そうでないと、このままではどうしても所詮地方財政を圧迫し、又義務教育を、今の六・三制の推進をどうしても支障を来たすやに懸念されるので、あえてそういう見解なり決意を承わらんとするのであります。

○衆議院議員(長野委員長) 我が国の産業振興並びに自立経済関係からして必須の條件である産業教育のために、地方財政等の影響にも鑑みて、全額国庫負担くらいでやつたらどうかというふうな御質疑であつたように思いますが、勿論国費でやつても私は原則的に言うに差支えないほど重大な問題であるとは思いません。併しながら御承

知の通りそうやることは実質上においては我が国の財政がこれを許さんのでありまして、かた／＼それは地方の財政へもやはり影響いたします。それだけ大変なことでありますから、我が国の現状からしますとこの二分の一さえなか／＼容易ならぬと思ひましたけれども、漸く財政当局も大体この線に沿つて了承を得た次第であります。これはもう私の全力を盡して努力しました結果、そうなつております。併し先日申上げましたように、非常にこの貧弱な困窮した財政状態にある自治体等が計画する場合に、二分の一としては三分の二も考慮して、そこら辺に多少融通はきかし得ると思ひます。かような点で参り得ると思ひますし、御趣旨の、御質問の点につきましては万了承いたしますけれども、まあ実際の状況がそうはさせない。但しその点も緩和するために二分の一に釘付けされるものではない。必要性のある、又放置すべからざるようなところは幾らか率をよくするということ、文部当局から考へて頂きたい、かように考へております。それからなおこの際いろいろ今までの御質問の中で、私からお答えをして置く必要があると思ひます。二、三申添えて置きますが、この六・三建築との関係如何という問題でございますが、実は少し手前味噌にもなりますが、實際を申述べることから一応ここに申上げなければならぬ。せんが、昨年、つまり二十六年度の予算編成に当りまして、六・三制建築の経費が四十三億になつておりますが、それが二十三億に突は削られました、最初、で、文部当局からも、委員

長も当然行つて、一つ腰纏されなければならぬということ、それは大変だといふので私参りまして、漸く、勿論私どもは縣の下の方持ちでありましたけれども、四十数億を占めたのであります。その際にも我々が教育計画を立てて、皆さんに要求するゆゑんのものは、最も重要な基礎教育である、まあ昔で言へば国民教育、今日で言へば義務教育に事を欠かないだけの施設をすることを前提として、その上に我々は要求したのである。従つてこの二十三億なんといふことは、これは非常な間違いであるといふことは私は力説をいたしました次第であります。幸いにして幾らか、我々は満足しませんでしたけれども、四十数億になつたといふことだけでも結構だと思ひます。まあそういう気持ちでやつておることを御了承願ひたい。

それから次に老朽校舎の問題にしましても、我々地方を廻りまして実に憂うべきものが多いのでありますから、これは今後若し六・三制建築ということに力を入れる上において、老朽校舎を改善するといふこと、これが一つある。それから大変なもので、これは絶対に地方の事情を十分調べて、そして危険な状態にあるものは勿論、教育上差支えが生ずるようなものについては速かに改善若しくは修築を加えるようにする必要があるといふことは絶えず我々は主張いたしておる次第であります。それから次に農林省の予算の枠内から多少考へるべきじやないか、こういう御意見もございましたが、勿論その通りであります。故に私はこの産業教育法の策定につきましては、特に農林省の農業改良局長に對しましては、十分

なる交渉をいたしました。そしてこういうものを自分のほうでやる考へである。今後は一つ御協力願ひたいと申しました。前改良局長もそれから現改良局長もこれには絶対賛成であります。というものは、或る点においては両者に相当相互融通されるものがあると思ひます。十何億かの農地改良、農民運動的なものがあります。まあ、ああいう経費の中に、その経費は勿論農林省として必要なものでありますけれども、その運動そのものの中には、農村の青年などもこれに加わるわけでありまして、それから、そこら辺は按配を加へまして、相提携してこれを行なつて行くといふことになりまして、一面においては農業教育の上にも非常に奥深い有効な指導ができる。又教育も教養もできるものじやないかと、かように考へております。大体こんな気持ちでございます。それから、只今の御質疑等につきまして、御趣旨においては勿論それは賛成でありますけれども、財政上の関係上、我々としては以上の方法でやつて行くといふことに努力いたしたいと思ひます。

○矢嶋三雄 委員長もう一点、これで終りますから……。重ねてお伺いしますが、老朽校舎とか六・三建築については今委員長が申された通りでございます。それほど大事な問題でございまして、それでこの解決に地方当局を専念させ、まあ百億は何とか了解がついたとなれば、その百億を地方財政と切り離して国から出るところの金だけやつて行くというふうなお考へをされたことはなかつたか。又そういう点について交渉されたかどうか、その点が

一点と、それからもう一つはさつきからこれは産業経済の発展に非常に寄與するのだから、例えば今長野委員長から申されたような農林省関係の予算がこれと関連があるといふのですが、そういう農政とか商工行政、そういう方面の躍進を図つて産業の発展に寄與するよう予算に匹敵するものを、そういう予算をそういう省から臨時的に職業教育振興を貫徹するまで文部省にその予算を廻すといふようなことはお考へにならなかつたか。その二点について最後にお伺いします。老朽校舎とか六・三を地方当局に専念させて、そして国から百億出るとすればこの百億を地方財政との関係をくつけないで、地方財政と切り離して国から出るだけの費用で、百億だけでこの問題を解決して行くといふような、要するに受入態勢がなくてもやるというようなことをお考へにならなかつたか。それから、財政当局とそういう点について交渉されたならばどういふ御意向であつたかという点を……。

○衆議院議員(長野委員長) 私から、若し足らんとすることがありましたら専門員からお答えいたします。

そういうことは先ほどもお話がありましたが、全部国庫負担にするかというお話がありましたが、何事でも国庫負担でかゝる町村を助けるということに誠心結構なことでありまして、けれども、それは事実できないからさうやるので、同じように、只今の御質問に對しましては全部が国が持つて、地方はまあ地方財政には影響なしに云々といふことも、これも前のお答えしたと同じ意味でありまして、やはり地方のために、地方自体のやることへ国が援助

するということ初めて結構であります。いわんや全国地方それ／＼画一的にはならないのでありまして、やはり実態がそれ／＼違うので、これに對して画一補助とか或いは全額ということとは考えられないという事は、これはただに私どもがそういうふうにかけるのみならず、又これに關係する立場の、立場々々の強く主張せられて来たわけでありまして、まあ漸く二分の一を大体標準にして、そうしてより以上やつてやる必要のあるところには或いは三分の二行くという事で調和するということと立案したわけでありまして、立案にかかる前にはいろいろ／＼考えておりました、我々はいよいよ立案にかつたときは只今申上げた通り地方の獨自性に基いて、地方の実情に基いて国がこれに援助するということが一番妥當であるという事の見解からとりかかつた次第であります。

○矢嶋三義君 要するに二点は一日に申しますと、産業再建費みたいのを臨時的にこちらに廻すことかどうか。

○衆議院議員(長野長廣君) その点につきましては、これはちよつと考えると、誠にそういうことも考えられべきように思ひます。又いろいろと各区分分について考えるとさうな見解も出て来るのではないかと思ひます。併しながら一体農政にしまして、通産行政にしまして、御承知の通り、つまり教育ということとは離れたところの産業乃至経済の立場に立脚して行くべきものでありまして、これを直ちに無條件に教育のほうへ流通するということになりますと、これこそ我々が常に心配をしますところの教育を單なる技術的なものにしてしまふ。

いわゆる精神教育との関連においてこそ我々は職業教育というものの価値を認める。又よりよき精神教育を行い、人格教育を確立する意味において我々は産業教育を取扱つて行く考えでございますから、これがややもすると事業本位に、今言われたような農政政策、商工業政策の立場が強くなると由々しい問題を生ずるわけでありまして、その点は十分考えて、若しその間に職業教育或いは地方の國の農業のために盡すと共に精神面に非常に有利な、他の弊害を伴わぬ場合がありましてそれとつて以て教育いたすということにしなければならぬと考えてます。もう一つ学校で教育を行う教育、実習教育というものがその当時の國又は地方の方針に逆行するようなことがないとも限りません。そういうことになつたらこれ又おかしなことになるから、両者相關連して、これならばつとこちらに手伝わしていいということがありまして、その学校独自の考えで、國なり地方の産業政策の中の或る事項を実習せしめるということとはあり得ると思ひますが、併しそれさえ危険なんでありまして、容易にそういうことに流れんようにしてもらいたいという見解を持つておりますが、文部当局の立場もありましようから、我々としてはそういう意味で立案いたしておる次第であります。併し極めて密接な關係においてこの農政或いは商工業政策との關係は考慮して参つたわけでありまして、散會いたします。

○委員長(堀越儀郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長	堀越 儀郎君
理事	加納 金助君 成瀬 橋治君 若木 勝蔵君 木内キヤウ君
委員	木村 守江君 高田なほ子君 波多野 鼎君 梅原 眞隆君 高良 とみ君 高橋 道男君 矢嶋 三義君 岩間 正男君
衆議院議員	文部委員長 長野 長廣君
國務大臣	文部大臣 天野 貞祐君
政府委員	地方自治庁 財政課長 奥野 誠亮君 文部省初等中等教育局長 辻田 力君 文部省管理局長 久保田藤麿君
事務局側	常任委員 石丸 敬次君 金専門員 竹内 敏夫君 常任委員 金専門員

五月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、六・三制学校施設の整備に關する請願(第一七四一号)

一、地方団体の社会教育費国庫補助に關する請願(第一七五五号)

一、国宝文化財防護費を平衡交付金算定基礎に包含するの請願(第一七五六号)

七五六号) 一、結核教職員的身分保障に關する請願(第一七五九号)

一、東京都港区善福寺を史跡に指定の請願(第一八四〇号)

一、小学校児童完全給食実施に伴う施設費国庫補助等に關する請願(第一八五三三号)

第一七四一号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ五東京都教育庁内都道府県教育長協議会内 川崎周一

紹介議員 梅原眞隆君

文化國家を建設するためには、教育施設を整備することが必要であるから、(一)六・三制起債は、補助額と同額以上を確保すること、(二)老朽校舎の改築に對して起債を大中にみとめること、(三)屋内運動場を大中に補助の對象とすること、(四)六・三制建築費補助を繼續すること、(五)建築補助費の配分に當つては教育委員会または、市町村の意見を十分取り入れること等を實現されたいとの請願。

第一七五五号 昭和二十六年五月八日受理

地方団体の社会教育費国庫補助に關する請願

請願者 山形市旅籠町山形県教育委員会内 塚原主計

紹介議員 小杉繁安君

社会教育行政は、国民各層の精神生活とくに民主主義思想の啓蒙培養に直接關連し、民主行政確立に寄與するものであるから、(一)社会教育主事、主事補助および公民館職員ならびに図書館職員設置費、(二)公民館、図書館、博物館設置費、および運営費等に對しこの数年間毎年少くとも四十億円の国費を支出されたいとの請願。

第一八四〇号 昭和二十六年五月十一日受理

東京都港区善福寺を史跡に指定の請願

請願者 東京都港区長 中西清太郎外九名

紹介議員 梅原眞隆君

東京都港区麻布に所在する善福寺は安

算定の基礎に包含するよう措置せられたいとの請願。

第一七五九号 昭和二十六年五月九日受理

結核教職員的身分保障に關する請願

請願者 静岡県磐田市一番町鈴木栄外一万六千七百七十名

紹介議員 平岡市三君

教職員の結核休職者が毎年上昇し、今年二月以降五千五百人の多数が退職させられてゐる現状で教職員に不安動搖を與えてゐるから、教職員の結核休職を三年まで延期されたいとの請願。

第一八四〇号 昭和二十六年五月十一日受理

東京都港区善福寺を史跡に指定の請願

請願者 東京都港区長 中西清太郎外九名

紹介議員 梅原眞隆君

東京都港区麻布に所在する善福寺は安

政六年六月七日米国公使館として幕府によつて指定せられ、明治八年十二月八日に至るまでハリスおよびブライン公使等が宿泊し、その間幾多の日米條約を議し日本啓発に努めたわが国外交史上忘れることのできない寺院であるから、これを史跡に指定されたいとの請願。

第一八五三号 昭和二十六年五月十二日受理

小学校児童完全給食実施に伴う施設費
国庫助成等に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議會議
長 長谷川亮三

紹介議員 古池信三君

小学校児童完全給食実施に伴い、施設の充実および専任職員の設置等が必要であるから、施設費の助成ならびに専任職員常置の措置を講ぜられたいとの請願。